

香川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第7号

香川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会公告式規則（昭和23年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 規則及び告示には香川県教育委員会規則又は香川県教育委員会告示であることを明記し、告示の年月日を記入して委員会又は委員長の名をもってこれを告示する。
第2条 規則及び告示は、香川県報に登載する。 2 前項の規定にかかわらず、告示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行うことができる。	第2条 規則及び告示は当分の間香川県報に登載してこれを告示する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。